



平成27年2月17日

国土交通省

**空家等対策の推進に関する特別措置法の  
施行期日を定める政令について****I 背景**

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）は、平成26年11月27日に公布されたところ、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」と規定されている。

**II 概要**

法の施行期日は、附則第1項ただし書に規定する規定以外の規定について平成27年2月26日とし、同項ただし書に規定する規定について同年5月26日とする。

**III スケジュール**

|      |               |
|------|---------------|
| 閣議決定 | 平成27年2月17日（火） |
| 公 布  | 平成27年2月20日（金） |
| 施 行  | 平成27年2月26日（木） |

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 問い合わせ先 | 住宅局住宅総合整備課 齋藤             |
| 電話     | : 03-5253-8111（内線：39-374） |

政令第五十号

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

空家等対策の推進に関する特別措置法（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十七年二月二十六日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年五月二十六日とする。